

令和2年第14回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和2年12月11日（金） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 林 明 ・ 古田 薫 ・ 酒井 勉  
松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 福田 正義 ・ 清水 健吉  
河田 均 ・ 舘林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 村木 多藏  
林 安廣 ・ 高橋美穂子 ・ 梶下 信孝 ・ 山口 貴範

欠席委員

江崎 和浩 ・ 西垣 隆

議長

栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 小河 先  
奥村 富則 ・ 加納 康男 ・ 岸野 治郎 ・ 栞原 修司  
神山 肇 ・ 酒井 秀男 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美  
戸崎 和美 ・ 林 俊朗 ・ 福井 恒夫 ・ 堀 美勝  
本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦  
村瀬 東三 ・ 山田 貞夫 ・ 山中 敏彰

事務局

|      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|
| 事務局長 | 内藤 浩二 | 副主幹  | 伊佐治伸一 |
| 副主幹  | 宮川眞由美 | 主査   | 則竹 邦彦 |
| 主査   | 高橋 伸和 | 主任主事 | 木下 勇気 |
| 主任主事 | 國井 紘代 | 主事   | 井上 靖之 |

議 事

議案第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について

議案第66号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について

議案第67号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について

報告第40号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について

報告第41号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について

報告第42号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について

報告第43号 農地所有適格法人要件確認報告書について

議 長

ただいまより、令和2年第14回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中17名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

議 長

議席番号15番林安廣委員、議席番号16番高橋美穂子委員の両名様、よろしく申し上げます。

議 長

なお、農地利用最適化推進委員の方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第65号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転10件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

それでは、議案第65号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、鷲山地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を廃止する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

2番、北長森地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

3番、岩野田地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の開始を図る譲受人へ田、畑を譲り渡すものです。

3ページをお願いします。

4番、茜部地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

5番、市橋地区の申請は、所有権の移転で、農業経営の安定を図るため、譲渡人から譲受人へ畑の持分を譲り渡すものです。

4ページをお願いします。

6番、芥見地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

7番、合渡地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

8番、合渡地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

5ページをお願いします。

9番、網代地区の申請は、使用貸借による権利の設定で、農業経営を縮小する使用貸人が、農業経営の拡大を図る使用借人へ田、畑を貸し出すものです。

10番、網代地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

11番、柳津地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第65号について事務局から説明がありました。各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から御説明をいただきます。

それでは、2ページ1番、鷺山地区は、河田均委員、お願いします。

河田委員

今回の申請は、11月30日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地立会いを行いました。農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。

受人は、隣接地を自ら耕作しております。

耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

ありがとうございました。

議長

続きまして、2ページ2番、北長森地区は、林明委員、お願いします。

林(明)委員

今回の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を拡大する受人へ農地を譲り渡すものです。

12月1日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

受人は、申請地の隣の畑を所有しており、申請地でも野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2ページ3番、岩野田地区は、酒井勉委員、お願いします。

酒井委員

今回の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を開始する受人へ、農地を譲り渡すものです。

11月26日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と現地立会いを行いました。

受人は、申請地では梅の栽培を行うとのことです。

地域の取り決めなども理解されており、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ4番、茜部地区は、林安廣委員、お願いします。

林(安)委員

今回の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。

11月26日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は茜部地区での耕作は初めてですので、その場で地元の取り決めについて説明し、了解していただきました。所有する他の農地も適正に管理しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ5番、市橋地区は、江崎美咲委員、お願いします。

江崎委員

今回の申請は、農業経営安定のため、渡人から受人へ、農地の権利の一部を譲り渡すものです。

11月12日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないものと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4 ページ 6 番、芥見地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

今回の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。

11 月 19 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員が申請者と共に現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は他の地区で耕作をしており経験も豊かで、また申請地地区の取り決めも承知しています。許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4 ページ 7 番、8 番、合渡地区は、村木多藏委員、お願いします。

村木委員

7 番の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を拡大する受人へ農地を譲り渡すものです。

申請地では、水稻を栽培される予定です。受人は、他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも十分承知されております。

8 番の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。受人は、所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めにも従い耕作することです。

いずれの申請も許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5 ページ 9 番、10 番、網代地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

9 番の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を拡大する受人へ農地を貸し出すものです。

12月1日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、柿を栽培される予定です。貸人には、地元の取り決めに従い耕作されることを確認しました。

10番の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を拡大する受人へ、農地を貸し出すものです。

12月1日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。申請地では、薬用作物であるクロモジを栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めにも従い耕作するとのことでした。

いずれの申請も許可は問題ないと考えております

議長

ありがとうございました。

続きまして、5ページ11番、柳津地区は、相下信孝委員、お願いします。

相下委員

11番、柳津地区の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。

12月7日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、一般野菜を栽培される予定です。

受人は市外の方ですが、所有する他の農地も適正に管理されているのを確認しており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第65号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

発言もないようなので、採決に入ります。

議案第65号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 66 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 1 件、使用貸借による権利の設定 1 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

國井主任主事

それでは、議案第 66 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

7 ページの総括表を御覧ください。

今回は、2 件、2,519 平方メートルです。

8 ページをお願いします。

1 番、黒野地区の申請は、使用貸借による権利の設定により、農家住宅に転用するものです。申請地は、宅地化の状態から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超える街区の中に位置しているため、第 3 種農地と判断します。よって許可し得るものです。

2 番、西郷地区の申請は、所有権移転により、製造業駐車場に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超える街区の中に位置しているため、第 3 種農地と判断します。よって許可し得るものです。

この申請は、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、34 ページに位置図を付けてございます。

34 ページ右上の周辺図を御覧ください。転用される場所は、岐阜市立岐阜特別支援学校の北に位置している中西郷 1 丁目地内の農地です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 66 号について事務局から説明を受けましたが、8 ページ 2 番、西郷地区の申請は、現地調査を行いました。

それでは、西郷地区の申請は、松野芳正委員、説明をお願いします。

松野委員

今回の申請内容は、会社の従業員用の駐車場を設置するものです。



12月1日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者と共に、現地立会いを行いました。

立会いの際に、施工にあたり近隣農地や水路への影響がないよう配慮することを確約しました。

許可は、問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第66号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

発言もないようなので、採決に入ります。

議案第66号について、賛成の方は挙手願います。

**【挙手多数】**

議長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第67号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は2件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

國井主任主事

それでは、議案第67号について説明いたします。

10ページをお願い致します。

今回は、2件提出されており、特例適用農地面積は、9,755平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、事務局において遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第67号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

発言もないようなので、採決に入ります。

議案第 67 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、報告第 40 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

國井主任主事

それでは、報告第 40 号について説明いたします。  
第 3 条の 3 の規定による許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。12 ページを御覧ください。  
今回の各地区別の届出は 28 件、68,117.91 平方メートルです。  
以上でございます。

議 長

続きまして、報告第 41 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

國井主任主事

それでは、報告第 41 号について説明いたします。  
14 ページを御覧ください。  
市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。届出の合計は 8 件、3,060.30 平方メートルです。  
明細は、15 ページから 16 ページです。  
以上でございます。

議 長

続きまして、報告第 42 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

國井主任主事

それでは、報告第 42 号について説明いたします。  
18 ページを御覧ください。  
市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。  
届出の合計は、52 件、22,626.61 平方メートルです。  
明細は、19 ページから 31 ページです。  
以上、報告第 40 号から第 42 号について、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると

認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和2年11月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告しました。

以上でございます。

議長

引き続きまして、報告第43号農地所有適格法人要件確認報告書について、事務局の説明を求めます。

國井主任主事

それでは、報告第43号について説明いたします。

議案書の33ページを御覧ください。

農地法第6条第1項及び施行規則第58条において、農地所有適格法人であって、農地を所有し、または他人の所有する農地を法人の耕作に供しているものは、毎年、農地の所在地を管轄する農業委員会に報告しなければならないと規定されております。

岐阜市に令和2年11月末までに2法人から提出されました報告書において、農地法第2条第3項本文及び各号に定める要件を満たしておりますので報告いたします。

以上でございます。

議長

続きまして、黒野地区での一時転用許可に伴う砂利採取について、野々村委員、説明をお願いします。

野々村委員

黒野地区内で現在行われている砂利採取の状況を報告します。別添の地図を御覧ください。

令和元年第12回農業委員会総会で審議いただいた黒野南2丁目の案件ですが、令和2年11月20日付で岐阜県の砂利採取法の認可がなされ、同日付で許可しました。

現在は、周辺の安全フェンスの設置、表土の移動などが行われています。

今後は農地への復元まで、関係部局と共に見回りを行ってまいります。

議長

ありがとうございました。、何か御質問等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御質問もないようですので、一時転用許可に伴う砂利採取については、適宜説明をお願いします。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 29 分閉会を宣す。